

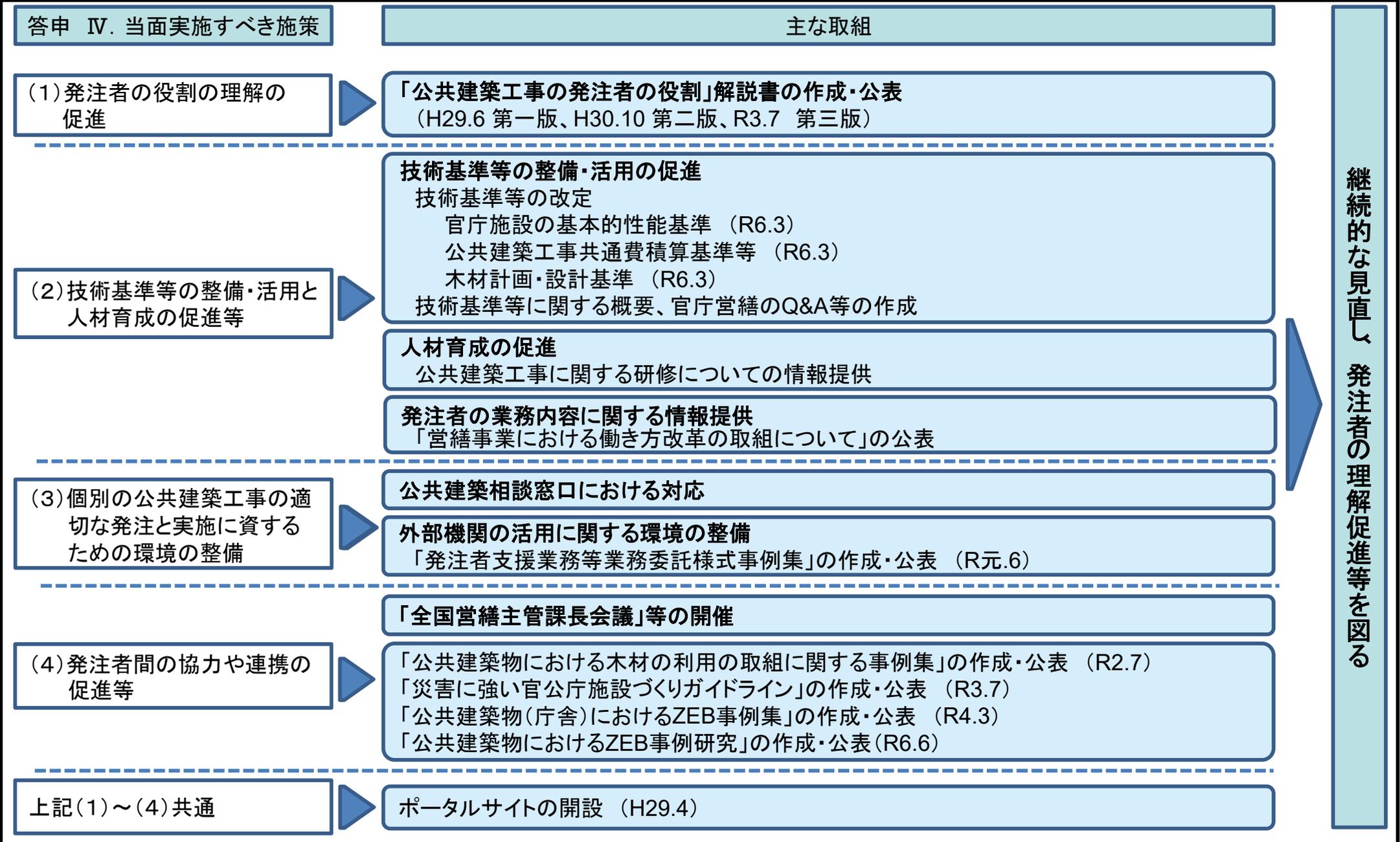
# 最近の官庁営繕行政について

1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（H29.1.20）を受けた取組状況
2. 営繕事業における働き方改革の取組について
3. 営繕事業における生産性向上技術の活用について
4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組
5. 霞が関地区の主な整備状況

# 1. 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申 (H29.1.20)

## を受けた取組状況 (R6.7時点)

○ 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において、国土交通省が当面実施すべき施策について提言された。その主な取組状況は、以下のとおり。



## 2. 営繕事業における働き方改革の取組について(令和6年度)

### 官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

#### 適正な工期設定・施工時期等の平準化

<b>適正な工期設定等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」</li> <li>・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用</li> <li>・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」</li> </ul> </li> <li>○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者(監督職員)の確認)</li> <li>○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定</li> </ul>
<b>週休2日の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定</li> <li>○ 「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事</li> <li>○ 工事・業務における現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)</li> </ul>
<b>施工時期等の平準化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為の積極的活用</li> <li>・余裕期間制度の積極的活用</li> </ul> </li> </ul>

#### 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

<b>予定価格の適正な設定等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・実勢価格や現場実態の的確な反映</li> <li>・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定</li> </ul> </li> <li>○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更</li> <li>○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用</li> </ul>
--------------------	--

#### 生産性向上

<b>ICTの積極的な活用等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産性向上技術の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 (EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行)</li> <li>・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等</li> </ul> </li> <li>○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進</li> </ul>
<b>書類の効率化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供</li> <li>○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化</li> <li>○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定</li> </ul>
<b>関係者間調整の円滑化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設計業務の発注における設計条件の明示</li> <li>○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等）</li> <li>○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記）</li> <li>○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン(土会連合会)」、BIMの活用）</li> <li>○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）</li> </ul>

公共建築の工事

設計業務の受発注者の普及促進

令和6年4月より建設業に時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和6年度より新たに下記の取組を実施し、働き方改革をより一層推進する。

## 猛暑を考慮した工期設定

- 全ての工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定する。
- 工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能とする。

## 月単位の週休2日の確保

- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」において、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進する。
- 月単位の週休2日に取り組むことを、発注者が指定する「発注者指定方式」又は受発注者が協議したうえで取り組む「受注者希望方式」により発注する。（いずれの方式も通期の週休2日は必須。）

## 現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）

- 全ての工事・設計業務等を対象に、現場環境の改善に向けた取組を実施する。
- 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下に関する取組を設定するなど、現場環境の改善に努める。
  - ・ 依頼日・時間及び期限
  - ・ 会議・打合せ
  - ・ 業務時間外の連絡（ASP、メール等含め連絡しない 等）

## 工事関係書類作成の一層の効率化

- 複数書類に共通する項目（工事件名、工期等）について、一度の入力で各書式に自動で反映される「工事関係書類データ入力シート」を作成。
- 同入力シートについて、作成手順やQ&Aを記載した「手引き」とともに、国土交通省のホームページからダウンロードして工事受注者が広く活用可能。

# 営繕工事における熱中症対策について

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更に**より計上することを可能としている

## 猛暑を考慮した工期設定

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値<sup>(注)</sup>が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

(注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。  
(日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更

## 熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

### ◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区※1の場合)

- 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3(h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

- ※1 東京観測所の数値を使用
- ※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
- ※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇(3日)を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間

猛暑による  
作業不能日数  
**9日間**

### ◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライリスト、WBGT値の計測装置、等

### ◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

# 営繕工事における週休2日促進工事について

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- これまでの「通期の週休2日」の取組における達成状況及び時間外労働の上限規制の適用開始を踏まえ、**令和6年度より、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進**する。

- ・通期の週休2日：対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- ・月単位の週休2日：対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態  
(対象期間・・・工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間等を除く))

## 発注方式

- ① 発注者指定方式 … 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 … 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式  
(いずれの方式も通期の週休2日は必須)

## 労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、月単位の週休2日を前提として労務費を補正※1
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日又は通期の週休2日に満たない場合は、補正分を減額変更

※1 予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費を補正する。なお、共通仮設費・現場管理費は工期に応じて算出する。

現場閉所 <sup>(※2)</sup> の状況	補正係数
月単位の週休2日	1.04
通期の週休2日	1.02

※2 現場閉所  
分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態(現場休息)とする。

## 工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認(受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。)
- ・ モニタリング(受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。)
- ・ 工事成績評定(従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。  
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。)

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

## 現場環境の改善に向けた取組みの概要

### (1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

### (2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

### (3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

#### ①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

#### ②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用に努める。

#### ③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等を含む)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

### (4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

## 生産性向上の取組

### これまでの取組

○各省庁が発注する営繕工事の書類の統一書式「**公共建築工事標準書式**」を作成【H15.3】

○建設業団体の意見を伺い**工事関係書類等の明確化、削減等**に取り組む

○受発注者間での**協議による書類の省略・集約、受注者独自書式の使用を可能**

○**書類の二重提出**(紙と電子)を求めない  
 ・「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」【H26.3】  
 ・「同」徹底について【H30.3】

○書類等の**押印等の省略**

○全ての営繕工事における「**情報共有システム**」の活用

・「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」(一部改定)【R3.3】

### 今回の取組

- 「**公共建築工事標準書式**」の改定【R5.3】
  - ・各省庁統一の書式内に**省略協議対象であること等を明示**
- 「**工事関係書類データ入力シート**」(試行版)の作成【R5.3】

### 工事関係書類データ入力シート

基本データシートに共通項目(工事件名、工期等)を入力・保存し、各書式に反映させることで**書類作成を効率化**

【基本データシート】

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

共通項目

【各書式】

各書式に共通項目が反映

現場代理人等  
通知書

工事件名:〇〇〇  
発注者:△△△  
受注者:☆☆☆  
工期:自:□□  
至:▽▽

経歴(職歴)...

火災保険等  
加入状況報告書

工事件名:〇〇〇  
発注者:△△△  
受注者:☆☆☆  
工期:自:□□  
至:▽▽

報告年月日...

発生材報告書

工事件名:〇〇〇  
発注者:△△△  
受注者:☆☆☆

報告年月日...

完成通知書

工事件名:〇〇〇  
発注者:△△△  
受注者:☆☆☆  
工期:自:□□  
至:▽▽

完成年月日...

- 「工事関係書類データ入力シート」の作成手順・Q&Aを取りまとめた「**手引き**」を掲載し、**本格運用版**として公表【R6.3】

国土交通省HPから工事受注者がダウンロードして広く活用可能

# 3. 営繕事業における生産性向上技術の活用について

## BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

### ●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

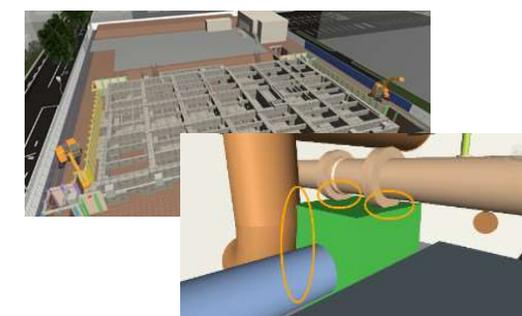
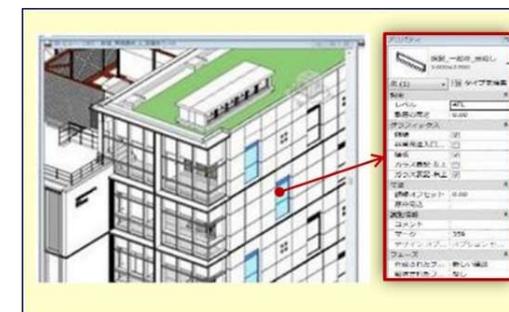
令和5年度から、原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

### ●BIMデータを活用した積算業務（試行）

令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要となる条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。



## デジタル技術を活用した監督・検査の試行

令和5年度から、デジタル配筋検査、デジタルガス圧接継手外観検査の試行を開始。

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

### ●デジタル配筋検査（試行）



(従来) マーキング、メジャーの設置



対象物を撮影

検査結果  
(判定結果 + 計測値)

### ●デジタルガス圧接継手外観検査（試行）



(従来) SYゲージによる計測



対象物を撮影  
(撮影ガイド付き)

検査結果  
(判定結果 + 計測値)

官庁営繕事業においては、脱炭素社会の実現に向け、政府実行計画※に基づき ZEB の実現を 目指すこととし、以下の取組を実施している。

<政府実行計画 (R3.10 閣議決定) >

- ・低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

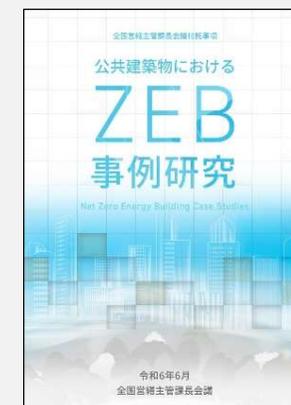
## ■ 最近の取組事例

- 「名古屋第4地方合同庁舎」において、設計段階で ZEB Ready を達成しており、現在施工中。

【概要】建設場所：名古屋市中区三の丸2丁目6-2  
延べ面積：25,648.77㎡  
構造規模：RC造（一部S造）地上11階地下1階  
完成予定：令和8年3月



【名古屋第4地方合同庁舎】  
(完成予想図)



【公共建築物における ZEB 事例研究(R6.6)】

## ■ 主な取組

- 新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上として整備。
- 各府省庁及び地方公共団体等における ZEB の実現に向けた取組の参考となる事例集を作成。
  - ・ 「公共建築物（庁舎）における ZEB 事例集」 (R4.3)
  - ・ 「公共建築物における ZEB 事例研究」※1 (R6.6) ※1 全国営繕主管課長会議において作成
- 官庁施設整備に適用する基準類を見直し、官庁施設が確保すべきエネルギー消費性能を規定する「官庁施設の環境保全性基準」※2を改定。(R4.3) ※2 各府省庁が共通して使用する「統一基準」

# 4. 官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組（木材利用）

## ○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）  
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

## ○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）  
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

### 官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

#### 公共発注機関における木材利用のための環境整備

##### 技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準【令和6年改定】
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 木造耐火建築物の整備指針
- 木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

##### 人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

#### 木造化・木質化を図った官庁施設の整備

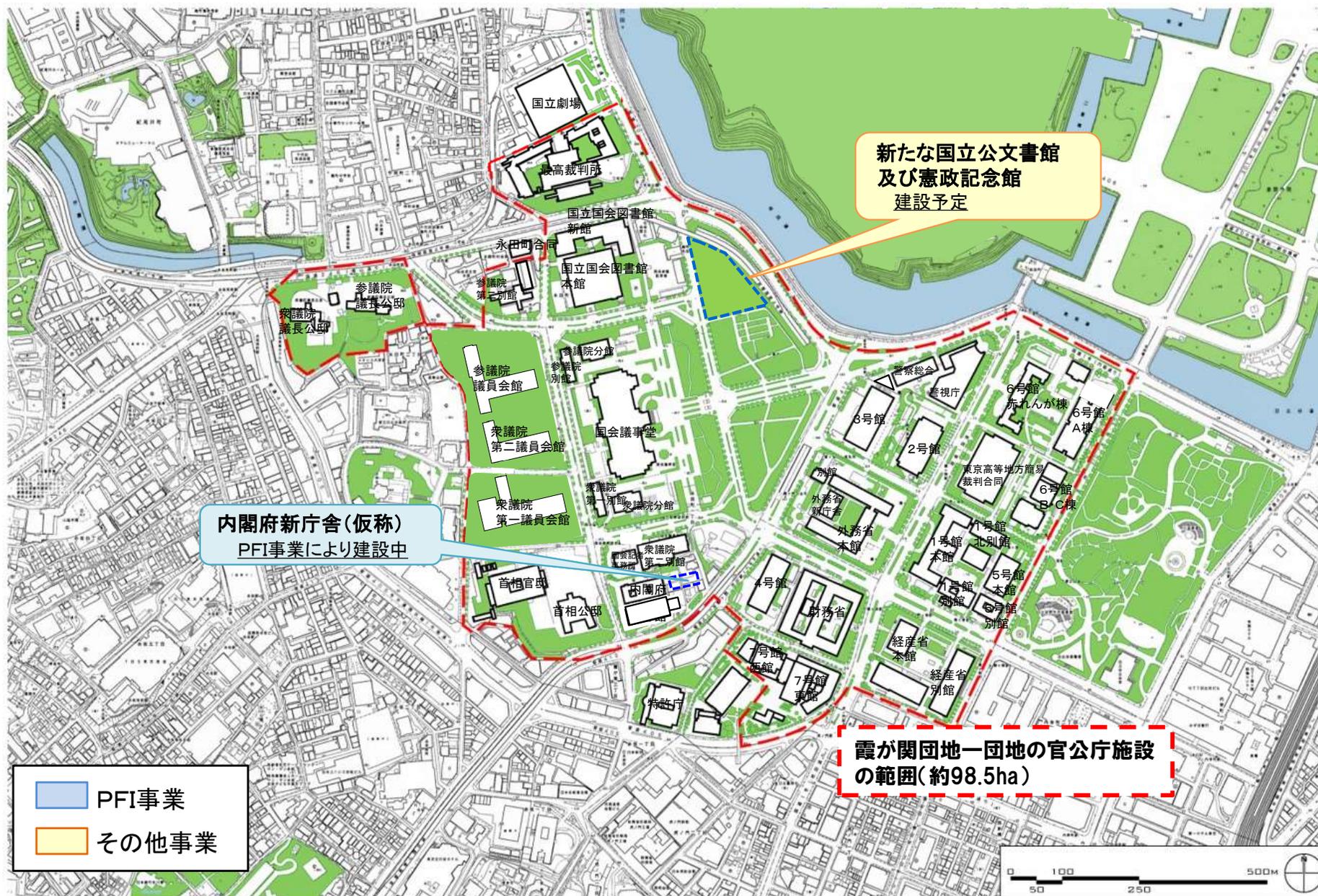
- 木造化
- 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

# 5. 霞が関地区の主な整備状況

平成20年6月答申「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ、官庁営繕部は霞が関地区の官庁施設整備を推進。内閣府新庁舎(仮称)は建設中、新たな国立公文書館及び憲政記念館は建設予定。



# ○主要事業の概要

## ■新たな国立公文書館及び憲政記念館

○「新たな国立公文書館建設に関する基本計画(平成30年3月 内閣府特命担当大臣決定)」に基づき、国会前庭に、「国のかたちや国家の記憶」を伝え将来につなぐ「場」を新たに整備

### 事業概要

場所: 千代田区永田町(国会前庭)  
階数: 地上3階地下4階  
面積: 約42,300㎡

(憲政記念館・駐車場を含む面積)

今後の予定:

H30年度～ 設計

R3年度～ 埋蔵文化財調査、  
憲政記念館取りこわし、  
建設工事

(R3年度 憲政記念館代替施設完成)

### 設計の考え方(「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」関連)

#### ○霞が関地区に立地する施設としてふさわしい外観計画

- ・公文書の重要性を象徴するようなデザイン・国会議事堂との調和  
国立公文書館の外観は、国会議事堂と同系色の石を使用し、所蔵資料を守り保存する使命を重厚感と陰影のある意匠で表現。
- ・両館の独自性への配慮・憲政記念館(現建物)の特徴の継承  
憲政記念館の外観は、近代建築材料(金属・ガラス)を基調。

#### ○霞が関地区の良好な景観形成

- ・地区全体の景観形成への配慮  
皇居を中心としたすり鉢状のスカイライン形成への配慮から、低層にて計画
- ・緑の連続性への配慮  
西側道路沿いの既存樹木の保存も含めた、緑地空間の確保



国立公文書館 北側からの鳥瞰



国立公文書館(左)及び憲政記念館西側外観

# ○主要事業の概要

## ■内閣府新庁舎(仮称)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年) 附帯決議(※)を踏まえ、内閣府にて施設整備を決定

(※)各所に分散している内閣官房及び内閣府の事務棟について、両組織の機能強化及び業務の効率的な遂行に資するよう、更なる集約化に取り組むこと

### 事業概要

事業方式: PFI事業(BTO方式)

事業内容: 新庁舎の整備(付属施設を含む)、  
内閣府庁舎等の改修等、  
新庁舎、内閣府庁舎、8号館等の維持管理運営

場所: 東京都千代田区永田町1-6-1他

階数: 地上12階地下2階 面積: 約23,530㎡

スケジュール: R2年度 PFI事業契約締結

R9年度 施設完成予定

R21年度 PFI事業終了予定

※現在、新庁舎を建設中



新庁舎計画地



外観(実施設計段階)

※図はイメージであり、今後の詳細検討や行政協議により変更となる場合がある

# 【参考】ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)について

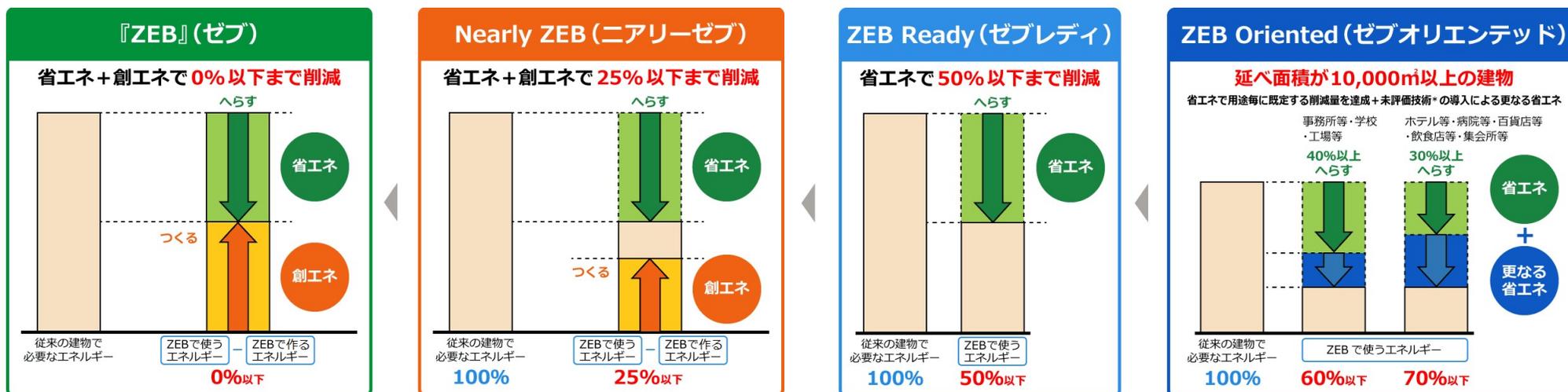
ZEBは、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入によりエネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて

- ① 『ZEB』(100%以上削減)
- ② Nearly ZEB (75%以上100%未満削減)
- ③ ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義されています。

また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術※を導入している建築物のうち、延床面積1万㎡以上のものを

- ④ ZEB Oriented と定義されています。

(「地球温暖化対策計画」(R3.10.22)を基に作成)



ZEBの定義(環境省HPより)

※未評価技術：エネルギー消費性能計算プログラム(WEBPRO)で計算できない技術のうち、(公社)空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ公表された技術。令和4年3月現在、以下の15技術が公表されている。

- ①CO2濃度による外気量制御 ②自然換気システム ③空調ポンプ制御の高度化 ④空調ファン制御の高度化 ⑤冷却塔ファン・インバータ制御
- ⑥照明のゾーン制御 ⑦フリークーリング ⑧デシカント空調システム ⑨クール・ヒートレンヂシステム ⑩ハイブリッド給湯システム等 ⑪地中熱利用の高度化
- ⑫ユーティリティ設備の高度化 ⑬自然採光システム ⑭超高効率変圧器 ⑮熱回収ヒートポンプ

(「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」(H31.3)、「エネルギー消費計算プログラム(非住宅版)における未評価技術について」(H31.1(公社)空気調和・衛生工学会)等)に基づき作成)